

令和2年11月2日

各地区柔道連盟会長 殿  
県内柔道関係職域の長 殿

山形県柔道連盟  
会長 二戸 昭夫  
(公印省略)

### 柔道指導等における「暴力行為根絶」について（通知）

晩秋の候、各位におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日ごろより本県柔道連盟運営各般にわたり、格別なるご支援ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、既にご承知のとおり、本年9月に兵庫県内の中学校において、柔道部顧問の教師が、柔道部員に暴力行為を加え大怪我を負わせるという衝撃的な事件が発生しました。

この事件を受けて、全日本柔道連盟では、2013年8月に発した「暴力行為根絶宣言」に続き、本年10月30日付けで全日本柔道連盟会長から、添付のとおり、再び「暴力行為根絶宣言」が発せられるという、恥ずかしくも異例の事態となっています。

私たち柔道に携わる一人ひとりが、このような事態を真摯に受け止めなければ、柔道の発展はおろか、逆に衰退の一途をたどることになることを肝に銘じなければならないと危惧しているところでもあります。

つきましては、各地区・職域の長におかれましては、本件趣旨を改めて深く理解され、絶対に同様の事件等が発生しない（させない）よう周知・徹底するとともに、強固な意志でより具体的な伝達・指導を直接行っていただきますよう心から強くお願い申し上げます。